

県政調査報告書

平成 29 年 2 月 10 日

県議会議長 森 正明 殿

会派名 県進会神奈川県議会議員団

団長名 赤野 たかし 

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 赤野 たかし (団 員) 菅原 直敏 とうま 明男 飯田 満 古賀 照基
2 調査目的	成年後見制度を担う市民後見人の養成と活動支援、財政再生計画による財政再建、ミニ児童館・子育て支援総合センター・保育所を併設した小学校設置などを行っている市や地域コミュニティの再生・維持に寄与する商店街を目指して活性化を進めている商店街において先進的な取組や地域での取組を調査し、本県の今後の政策の推進に資することを目的とするとともに、北方領土返還要求運動神奈川県民会議の会長に県議会議長が就任し、同会議の事務局を県が担っていることから、北方領土返還要求運動推進のための啓発施設等を調査し、本県における今後の北方領土返還要求運動推進のあり方等検討のための参考とする。
3 調査期間	平成28年11月9日～平成28年11月11日
4 調査地	北海道
5 調査内容	(別添のとおり)



2016

北海道視察報告書



編集：政務調査会

県進会神奈川県議会議員団

2016/11/11

写真：納沙布岬から北方領土を臨む

はじめに

平成 28 年 11 月 9 日から 11 日の 3 日間の日程で、北海道内の自治体や団体の取り組みを調査した。

まずは、釧路市権利擁護成年後見センターについてである。高齢化の進展により後見人の育成には多くの自治体が課題を抱えている。釧路市社会福祉協議会の職員らが中心となって、市民後見人を要請する取り組みを調査した。

次に、北方館についてである。ちょうどロシアのプーチン大統領が訪日する前であったが、神奈川県でも「北方領土返還要求運動神奈川県民会議」を昭和 60 年に設立し、側面支援を行ってきた。道民以外の協力のあり方などについて副館長よりいくつかの示唆を頂いた。

次に、発寒北商店街の商店街を超えた取り組みについてである。商店街の衰退は全国各地でみられる共通した傾向である。このような中、商店街振興組合がリスクをとり、地域住民のニーズを調査した上で様々なまちづくりの取り組みを実践していた。

次に、夕張市役所である。平成 19 年に財政再建団体に指定された夕張市の財政再建の取り組みは全国的にも注目されている。県と市の違いはあるが、毎年税収不足が発生し予算編成に困難を抱える本県においても、夕張市の取り組みは大いに参考になると感じられた。

最後に札幌市立資生館小学校についてである。小学校と保育園などの子供関連施設を融合させた同校は、建物自体もスタイリッシュであり、その取り組みも先進的であった。教育、児童福祉という視点だけでなく、公共施設の活用のあり方についても大いに参考になる事例であった。

今回は広い北海道を東から西へ横断する形になったが、このような中でも 2 泊 3 日で 5 か所の調査先を踏査することができたのは、相互に調整をしてくださった受け入れ先のみなさんと議会局の職員のご尽力のお蔭です。この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

今後は、今回の調査で得られた知見を県政の場において取り上げて、生かしていきたい。

平成 28 年 11 月 11 日
県進会神奈川県議会議員団
政務調査会長
菅原 直敏
同副会長
古賀 照基

日程表

日	月日(曜)	調査箇所及び調査内容
1	11/9 (水)	羽田空港→釧路空港→タクシー
		調査先1:釧路市権利擁護成年後見センター
		乗合タクシー
		調査先2:北方館
		乗り合いタクシー→釧路市内泊
2	11/10 (木)	乗合タクシー→釧路空港→丘珠空港→タクシー
		調査先3:発寒北商店街
		乗合タクシー
		調査先4:夕張市役所
		乗合タクシー→札幌市内泊
3	11/11 (金)	徒歩
		札幌市立資生館小学校
		バス→新千歳空港→羽田空港→帰宅

目次

はじめに.....	1
第1章 釧路市権利擁護成年後見センター	4
1. 日時等.....	4
2. 調査概要.....	4
第2章 北方館(根室市)	16
1. 日時等.....	16
2. 調査概要.....	16
第3章 発寒北商店街	19
1. 日時等.....	19
2. 調査概要.....	20
第4章 夕張市役所	27
1. 日時等.....	27
2. 調査概要.....	27
第5章 札幌市立資生館小学校	35
1. 日時等.....	35
2. 調査概要.....	35

第1章 釧路市権利擁護成年後見センター

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 11 月 9 日（水）午前 10 時 30 分～12 時

(2) 場所

釧路市権利擁護成年後見センター

(3) 対応者

千田剛三 釧路市社会福祉協議会常務理事、小野信一 釧路市社会福祉協議会事務局長、釧路市職員他 3 名



写真：調査の風景

2. 調査概要

(1) 多岐にわたる市民後見人養成活動

釧路市では、平成 22 年度から市民後見人養成講座を開催するなど、比較的早い時期

から市民後見人の育成に力を入れてきた。

その後、日常生活自立支援事業モデル事業指定を受け、釧路市市民後見推進協議会を設立した後、今日調査した釧路市権利擁護成年後見センターが設立された。

同センターの事業内容は、7つにわたるが、市民後見人の養成、活動支援及び登録・推薦業務、法人後見業務等が、後見制度に直接かかわっている。

また、私が特徴的と感じたのは、権利擁護関係機関のネットワークの構築を行う連絡調整業務である。釧路市内で市民後見人活動を行っている NPO 団体などと連携している。

(2) 制度を支えるのは人

成年後見制度の取り組みについての調査だったが、これらの取り組みを支える釧路市社会福祉協議会の職員の方々の生き生きした姿が印象的であり、その専門性等について興味があった。

まずは、社協の組織構成について、事務局長が市からの出向や OB ではなく社協の職員がつとめていることが大切だと思った。以前は釧路市の福祉部の次長が出向していたようであるが、今の形に変更になったそうである。社協は市と密接な関係にあるが、別の民間機関の為、社協の独自性を生かすためにも私は釧路市のような形が良いと考える。

また、お話をお伺いすると事務局長以下職員の人たちが社会福祉の専門職としての意識が非常に高いことが感じられた。釧路市の市民後見についての取り組みが成果を上げていることと、これらの職員の方々の意識や能力は決して無関係ではないと考える。

(3) 小さい町ほど社協が地域資源

やり取りの中で、北海道全体の福祉のあり方の話になった。釧路市の人口は 18 万人弱と神奈川県内の自治体では標準的な人口規模であるが、面積は 1,363 km²と神奈川県の 2,416 km²と実に 2 分の 1 以上になる。自ずと地域福祉のあり方に影響を与えるだろうという点が気になった。

また、釧路市はまだ人口規模があるが、北海道内にある 179 市町村の大半は人口 1 万人に満たない小規模な市町村で、最も人口の少ない音威子府村は人口 1,000 人を切っている。

このような小規模な自治体では、社会資源の活用にも限界があり、社協が数少ない社会資源となっている場所も少なくないとのことである。都市部では決して考えられないことであるが、現実である。

神奈川県でも人口 370 万人強の横浜市から人口 3,000 人強の清川村まで多様な自治体があるが、社協や地域福祉のあり方も多様であると再認識させられた。

成年後見制度は、後見人による事件も後を絶たず、その制度のあり方自体に問題があり、この点はより適正なあり方を考えていかなければならない。一方で、高齢化の進展による急迫した現実がある限り、活用していかなければならない制度でもある。

釧路市における市民後見の取り組みとそれを支える人のあり方については大いに参考になると同時に、各地域にあった運用を行っていくような支援が神奈川県には求められていると考える。

(文章：菅原直敏)

釧路市権利擁護成年後見センター事業概要について

1. 釧路市権利擁護成年後見センター立ち上げまでの経過
 - H22~23 年度 釧路市阿寒地区において市民後見人養成講座開催
(釧路市主催・2年間で延べ16人修了)
 - H23.4 2ケースに対して市民後見人へ審判
 - H23~24 年度 釧路市「市民後見人養成講座」開催
(釧路市主催・厚労省市民後見推進事業指定・2年間で延べ64人修了)
 - H24.4 釧路市社協において日常生活自立支援事業モデル事業指定
 - H24.10 釧路市市民後見推進協議会設立
(釧路市主催・10月・12月・2月 3回開催)
 - H25.4 釧路市より釧路市社会福祉協議会へ業務委託
釧路市社協地域福祉課 権利擁護推進業務に位置付け(平成25年新設)
 - H25.4 釧路市権利擁護成年後見センター設立
日常生活自立支援事業受託(北海道社会福祉協議会より)
 - H25 平成25~28年度釧路市「市民後見人養成講座」開催
 - H26.3 平成25年度釧路市市民後見フォーラム開催
 - H26.11 平成26年度釧路市市民後見フォーラム開催
 - H27.10 法人後見事業開始・1件受任、H28年8月法人後見2件目の受任
 - H27.12 合併10周年記念平成27年度釧路市市民後見フォーラム開催
2. 釧路市権利擁護成年後見センターの事業内容
 - ①相談・支援業務
内容：権利擁護に関する相談、助言申立手続き支援など
 - ②広報・普及・啓発業務
内容：権利擁護に関する広報・普及・啓発活動等
 - ③市民後見人養成業務
内容：市民後見人養成講座の開催、スキルアップ講座(市民後見人登録者研修)
 - ④市民後見人活動支援業務
内容：受任ケースの後見人活動支援、困難ケースの相談支援など
 - ⑤民後見人登録・推薦業務
内容：市民後見人バンクへの登録、登録者の家庭裁判所への推薦
 - ⑥連絡調整業務
内容：関係機関等の連絡調整、権利擁護関係機関のネットワークの構築等
 - ⑦法人後見業務
内容：法人後見人として当法人が成年後見を受任し活動

※職員体制

センター長・副センター長（兼務2名）

専門員（相談支援担当）（専任3名）事務員（専任1名）

※相談時間

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで（相談無料）

※成年後見審査会

内容：成年後見等の申立の適否、市民後見人受任の適否などを検討

構成：弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・行政担当事案課長・センター長

※2か月に1回開催

※検討会議

内容：運営の必要事項の検討、困難ケースへの支援方針などを検討

構成：弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・行政担当事案課長・センター長

※成年後見審査会と同日開催

事務局長

※運営協議会

内容：センター運営に関する事項について協議検討

構成：関係機関、専門職、市民後見人活動団体など

※年間2回開催

3. 各事業・団体との連携

・釧路市内市民後見人活動団体との連携

釧路市内には、市民後見人活動を行っているNPO団体（NPO法人くしろ市民後見センター・NPO法人後見ネットワーク阿寒）があり、釧路市権利擁護成年後見センターでは、NPO法人と連携し事業展開を図る。

・日常生活自立支援事業との連携

北海道社会福祉協議会から受託した事業として、高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、公共料金などの支払い手続き、年金証書などの大切な書類の預かりをおこなう日常生活自立支援事業と連携し後見活動の円滑な推進を図る。

釧路市権利擁護成年後見センター実績報告書(平成28年10月)

No.1

1.相談件数 平成28年10月 平成28年度累計

新規	6 件	65 件
継続	61 件	657 件
合計	67 件	722 件

2.相談受付方法 平成28年10月 平成28年度累計

来所	18 件	175 件
電話	31 件	396 件
訪問	17 件	139 件
その他	1 件	12 件
合計	67 件	722 件

3.所要時間 平成28年10月 平成28年度累計

30分未満	44 件	509 件
30分～60分	13 件	138 件
60分以上	10 件	75 件
合計	67 件	722 件

4.対象者類型 平成28年10月 平成28年度累計

認知症	60 件	552 件
精神障がい	2 件	48 件
知的障がい	1 件	37 件
その他	4 件	75 件
不明	0 件	10 件
合計	67 件	722 件

5.対象者性別 平成28年10月 平成28年度累計

男性	39 件	412 件
女性	28 件	310 件
不明	0 件	0 件
合計	67 件	722 件

6.対象者日常生活圏域 平成28年10月 平成28年度累計

東部北	7 件	154 件
東部南	17 件	101 件
中部北	1 件	48 件
中部南	14 件	192 件
西部	19 件	145 件
阿寒	2 件	26 件
音別	2 件	24 件
その他	5 件	31 件
不明	0 件	1 件
合計	67 件	722 件

7.対象者居住形態 平成28年10月 平成28年度累計

独居	10 件	93 件
同居者あり	4 件	20 件
入院中	7 件	165 件
施設等入所中	39 件	392 件
高齢者下宿等入居	4 件	43 件
その他	3 件	9 件
不明	0 件	0 件
合計	67 件	722 件

8.相談者 平成28年10月 平成28年度累計

本人	8 件	61 件
配偶者	1 件	10 件
親	0 件	0 件
子	6 件	27 件
兄弟姉妹	0 件	46 件
甥姪	2 件	18 件
その他親族	3 件	24 件
行政(地域福祉)	0 件	7 件
行政(高齢)	1 件	28 件
行政(障がい)	0 件	10 件
行政(生活福祉事務所)	3 件	60 件
家庭裁判所	5 件	71 件
地域包括支援センター	7 件	73 件
基幹型支援センター	0 件	15 件
居宅介護支援事業所	8 件	104 件
サービス事業所	12 件	179 件
医療機関	1 件	63 件
NPO法人	0 件	3 件
法テラス	1 件	8 件
友人・知人	3 件	17 件
後見人等	37 件	269 件
法人後見支援員	2 件	10 件
その他	4 件	50 件
不明	0 件	0 件
合計	104 件	1153 件

9.相談内容 平成28年10月 平成28年度累計

法定後見	39 件	508 件
任意後見	3 件	9 件
金銭管理	42 件	422 件
財産保護	0 件	53 件
死後事務	8 件	72 件
相続・遺言	1 件	29 件
負債・借金	0 件	15 件
虐待・搾取	0 件	13 件
生活	32 件	323 件
苦情	1 件	2 件
その他	17 件	110 件
合計	143 件	1556 件

10.相談対応 平成28年10月 平成28年度累計

制度説明	10 件	155 件
申立書類作成支援等	19 件	192 件
家庭裁判所へ同行	3 件	24 件
情報提供	43 件	455 件
情報収集	39 件	561 件
専門職相談紹介等	0 件	4 件
助言	26 件	239 件
苦情	1 件	1 件
ケース会議開催	0 件	16 件
後見人等候補者推薦	0 件	32 件
市民後見人活動支援	18 件	145 件
家庭裁判所申立	4 件	30 件
その他	16 件	75 件
合計	179 件	1929 件

釧路市権利擁護成年後見センター実績報告書(平成28年10月)

No.2

11. 開所日数 平成28年10月 平成28年度累計

開所日数	20日	143日
------	-----	------

12. ケース会議 平成28年10月 平成28年度累計

開催回数	0回	16回
実件数	0件	16件

13. 成年後見審査会・検討会議 平成28年10月 平成28年度累計

開催回数	1回	4回
審査件数(審査会)	6件	20件

14. 審判申立件数 平成28年10月 平成28年度累計

	後見	保佐	補助	合計
(1) 親族申立支援ケース	1件	0件	0件	1件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
	1件	0件	0件	1件
(2) 市長申立ケース	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
(3) その他(本人申立等)	1件	1件	0件	2件
	1件	0件	0件	1件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
合計	2件	1件	0件	3件
	1件	0件	0件	1件
	1件	0件	0件	1件
	2件	1件	0件	3件

15. 審判済件数 平成28年10月 平成28年度累計

	後見	保佐	補助	合計
(1) 親族申立支援ケース	1件	0件	0件	1件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
	1件	0件	0件	1件
(2) 市長申立ケース	1件	0件	0件	1件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
	1件	0件	0件	1件
(3) その他(本人申立等)	0件	2件	0件	2件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
	0件	0件	0件	0件
合計	2件	2件	0件	4件
	1件	0件	0件	1件
	1件	0件	0件	1件
	2件	2件	0件	4件

* 但し、家裁より推薦依頼ケースは申立済の為、必ずしも申立件数と確定件数は一致しない。

16. 市民後見人推薦件数 平成28年10月 平成28年度累計

	後見	保佐	補助	合計
(1) センター受理ケース	0件	1件	0件	1件
	0人	1人	0人	1人
	2件	6件	0件	8件
	3人	10人	0人	13人
(2) 家裁からの推薦依頼ケース	0件	0件	0件	0件
	0人	0人	0人	0人
	4件	0件	0件	4件
	7人	0人	0人	7人
(3) その他(市長申立等)	0件	0件	0件	0件
	0人	0人	0人	0人
	3件	0件	0件	3件
	5人	0人	0人	5人
合計	0件	1件	0件	1件
	0人	1人	0人	1人
	9件	6件	0件	15件
	15人	10人	0人	25人

17. 広報普及活動等 平成28年10月 平成28年度累計

	回数	累計
事業周知活動	0回	0回
研修会講師活動	2回	4回
視察対応	0回	2回
その他	0回	0回

18. その他の活動 平成28年10月 平成28年度累計

	回数	累計
市民後見人養成講座開催	2回	9回
スキルアップ講座開催	0回	3回
運営協議会開催	0回	1回
NPO法人会議参加	0回	2回
NPO法人研修会等参加	0回	2回
市民後見人活動報告実施	4回	40回
研修会等参加	0回	0回
その他	0回	1回
合計	8回	64回

市民後見人の活動状況(平成28年10月末)

1.市民後見人実人数				
	釧路	阿寒	音別	合計
件数	45件	7件	0件	52件
人数	53人	8人	0人	61人

2.市民後見人延人数				
	釧路	阿寒	音別	合計
後見	48人	6人	0人	54人
保佐	25人	6人	0人	31人
補助	7人	0人	0人	7人
合計	80人	12人	0人	92人

3.バンク登録人数				
	釧路	阿寒	音別	合計
受任中	53人	8人	0人	61人
未受任	34人	5人	0人	39人
合計	87人	13人	0人	100人

4.受任動向(H28年4月～)				
	釧路	阿寒	音別	合計
新規	10件	1件	0件	11件
継続	35件	6件	0件	41件
合計	45件	7件	0件	52件
終結	19件	3件	0件	22件
合計(終結含)	64件	10件	0件	74件

5.受任方式				
	釧路	阿寒	音別	合計
複数	36件	5件	0件	41件
単独	9件	2件	0件	11件
合計	45件	7件	0件	52件

6.申立人別件数				
	釧路	阿寒	音別	合計
本人	16件	3件	0件	19件
親族	11件	0件	0件	11件
市長	18件	4件	0件	22件
檢察	0件	0件	0件	0件
合計	45件	7件	0件	52件

7.状態別件数				
	釧路	阿寒	音別	合計
認知症	34件	5件	0件	39件
精神障がい	6件	2件	0件	8件
知的障がい	2件	0件	0件	2件
その他	3件	0件	0件	3件
合計	45件	7件	0件	52件

8.類型別件数					
	釧路	阿寒	音別	合計	
現在	後見	26件	4件	0件	30件
	保佐	15件	3件	0件	18件
	補助	4件	0件	0件	4件
	合計	45件	7件	0件	52件
累計実績	後見	42件	5件	0件	47件
	保佐	18件	4件	0件	22件
	補助	4件	1件	0件	5件
合計	64件	10件	0件	74件	

法人後見受任状況(平成28年10月末)

1.法人後見受任件数		釧路	阿寒	音別	合計
後見		3件	0件	0件	3件
保佐		0件	0件	0件	0件
補助		0件	0件	0件	0件
合計		3件	0件	0件	3件

2.受任動向 ^(H28年4月～)		釧路	阿寒	音別	合計
新規		2件	0件	0件	2件
継続		1件	0件	0件	1件
合計		3件	0件	0件	3件
終結		0件	0件	0件	0件
合計(終結含)		3件	0件	0件	3件

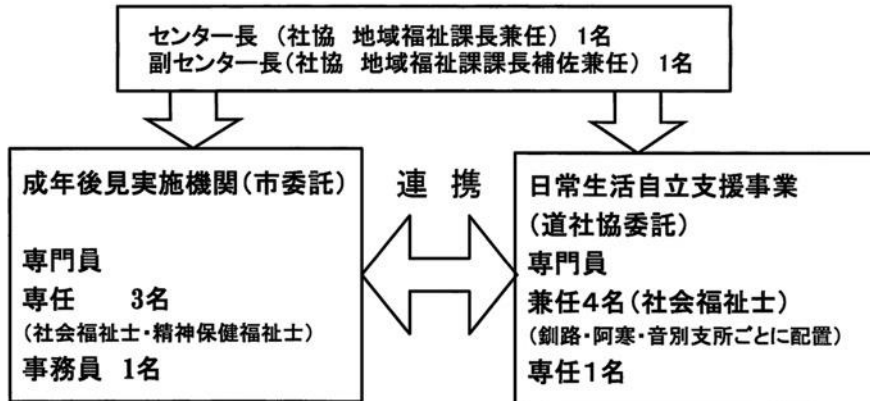
3.申立人別件数		釧路	阿寒	音別	合計
本人		0件	0件	0件	0件
親族		0件	0件	0件	0件
市長		2件	0件	0件	2件
檢察		1件	0件	0件	1件
合計		3件	0件	0件	3件

4.状態別件数		釧路	阿寒	音別	合計
認知症		1件	0件	0件	1件
精神障がい		0件	0件	0件	0件
知的障がい		1件	0件	0件	1件
その他		1件	0件	0件	1件
合計		3件	0件	0件	3件

5.類型別件数		釧路	阿寒	音別	合計
現在	後見	3件	0件	0件	3件
	保佐	0件	0件	0件	0件
	補助	0件	0件	0件	0件
	合計	3件	0件	0件	3件
累計実績	後見	3件	0件	0件	3件
	保佐	0件	0件	0件	0件
	補助	0件	0件	0件	0件
	合計	3件	0件	0件	3件

釧路市権利擁護成年後見 センターの概要～組織運営体制～

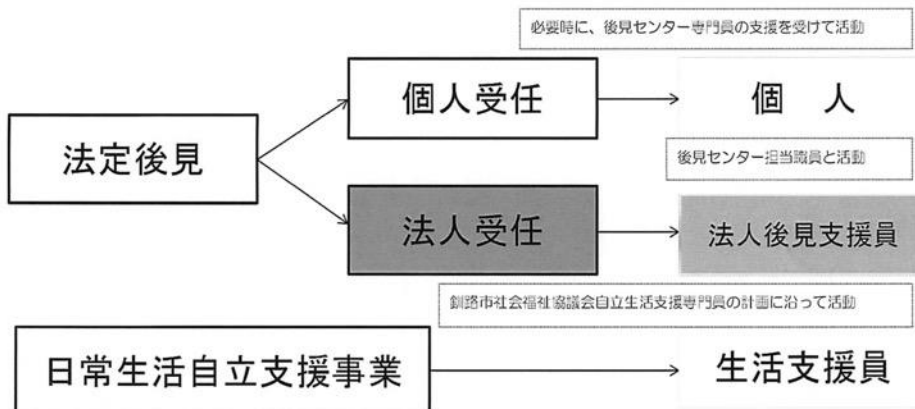
釧路市権利擁護成年後見センター職員体制



社会福祉法人 釧路市社会福祉協議会

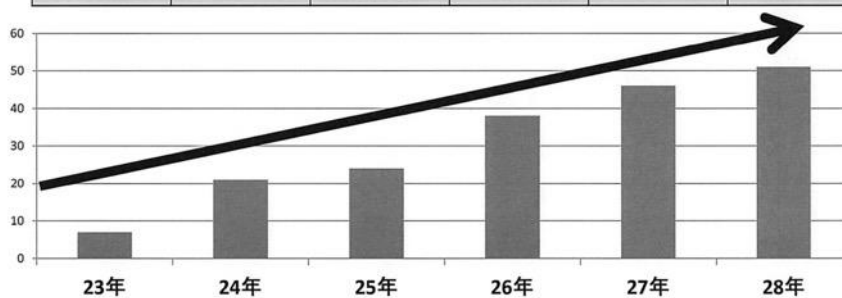
（釧路市権利擁護成年後見センター）

現在の釧路市の権利擁護支援体制



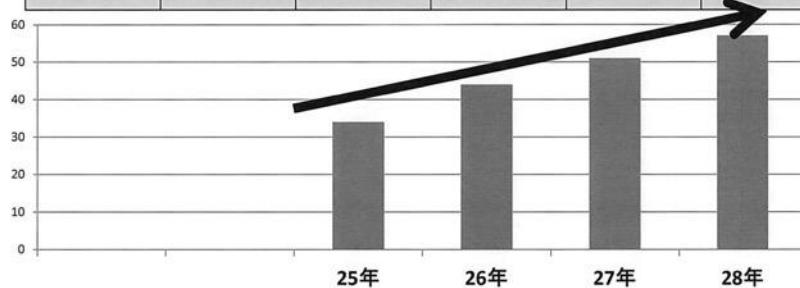
市民後見人の受任件数

平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
7件	21件	24件	38件	46件	51件



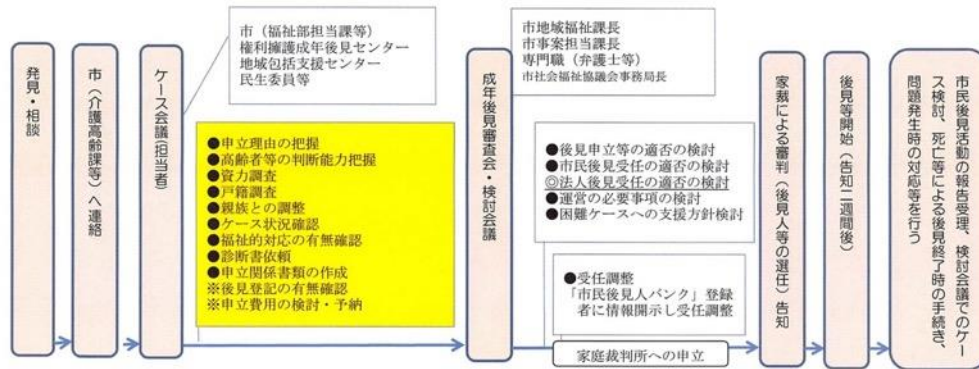
日常生活自立支援事業件数

平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
—	—	34件	44件	51件	57件



釧路市権利擁護成年後見センター事業申立フローチャート

平成27年10月19日現在



第2章 北方館(根室市)

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 11 月 9 日 (水) 午後 3 時～4 時 30 分

(2) 場所

北方館

北海道根室市納沙布岬 3 6 - 6 望郷の岬公園内

(3) 対応者

清水幸一 北方館副館長

2. 調査概要



- (1) 北方領土は、北海道本島の北東洋上に位置する、歯舞群島（多楽島、志発島、勇留島、秋勇留島、水晶島、貝殻島等）、色丹島、国後島、および、択捉島の四島をいう。

1855 年（安政元年）、日本とロシアは日魯通好条約において、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島との間の両国の国境をそのまま確認した。それ以降も北方四島が外国の領土になったことはない。

しかし、1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受託した後の同年8月28日から9月5日までの間に北方四島のすべてを占領した。

そして、ソ連は1946年に四島を一方的に自国領に「編入」し、当時四島全体に約1万7千人住んでいたすべての日本人を強制退去させた。

それ以降、今日にいたるまで、ソ連・ロシアによる法的根拠のない占拠が続いており、北方領土問題が存在するため、日露間では、いまだ平和条約が締結されていない。



- (2) 四島のうち最大の島が択捉島で、ロシアの水産会社が加工場を整備している。この工場では、給料は本国の2倍、年金も45歳という早い時期からもらえることから、出稼ぎとして、ウクライナを中心として移住して来ている。
- (3) 冬はオホーツク海が凍るため、サハリンからの定期便が来なくなる。そのため、島のロシア人が根室に買い出しに訪れる。日本の品は島では人気が高いので、買い出しに来たロシア人は大量に日本製品を買って帰るとのこと。このように、現地の人、個人個人のレベルでは友好関係が醸成されている。根室の街中にも、ロシア語の標識などが所々に立っていた。
- (4) なお、神奈川県には「北方領土返還要求運動神奈川県民会議」が昭和60年に官民一体で設立され、会長は歴代の神奈川県議会議長が務め、事務局は県民局総務室内に置かれており、同趣旨の組織は47都道府県すべてに設置されている

が、その取組みには濃淡があり、北方四島への入植者が多い滋賀県などは熱心な取組みを行っているとのことであった。

- (5) 歯舞群島、色丹島の2島のみ還ってくるだけでも、漁業水域が広がり、日本の経済に貢献するとのことであった。国家レベルでの問題解決が待たれるところではあるが、今回（2016年12月15、16日）行われた安倍・プーチン会談では、北方領土問題についてはあまり進展がなかったようである。残念であるとともに、今後の進展に期待、尽力したい。



(文章：古賀照基)

第3章 発寒北商店街

1. 日時等

(1) 日時

平成 28 年 11 月 10 日（木）午前 11 時 00 分～12 時 00 分

(2) 場所

にこぴあ会議室

(3) 対応者

土屋日出男理事長他 2 名



写真：調査の風景

2. 調査概要

(1) 商店街が介護施設を経営

デイサービスを運営する商店街振興組合の存在を知ったのは、テレビのあるドキュメンタリーであった。実際に現地を訪れると、同組合が管理運営する地域交流施設「にこぴあ」内にデイサービスは実在した。他にも食事付き高齢者住宅、多目的レンタルスペース、レストランが併存している。

「にこぴあ」自体は建設費約1.5億円のうち、3分の2が経済産業省の補助金であるが、商店街振興組合がリスクをとって事業に乗り出している。

図：にこぴあの内容(発寒北商店街振興組合提供資料)

(2) 商店街の衰退と住民ニーズの調査～40年後のヴィジョンを掲げて

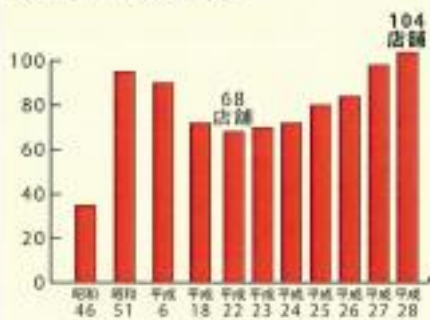
平成年代に入り、住民のライフスタイルの変化、大規模店舗の進出や商店の跡継ぎの減少などの理由が相まって、組合員が減少するなど発寒北商店街も衰退してきた。

このような状況に危機感を抱きながら、土屋理事長は、商店街振興組合が平成 20 年に始めた家庭の廃食油回収事業をきっかけに、まだ商店街は地域に頼られていることを確信し様々な仕掛けを始めた。

● ハツキタ商店街のデータ

組合員数 104店 (平成 28年 3月)
費回用品：20店 飲食：16店
農畜り品：5店 その他：4店
サービス：59店

商店街組合員数の推移



● 地域のデータ (平成 27年 10月)

札幌市西区 人口 212,311人
世帯数 109,150世帯
高齢者率 24.5%

発寒北地域 人口 17,713人
世帯数 8,691世帯
高齢者率 25.7%

図：商店街に関わるデータ(発寒北商店街振興組合提供資料)

合言葉は「40年後さっぽろで一番住みやすいまちをつくろう」。

重要な点は、「地域コミュニティの担い手」として商店街には何が求められているのかということについての徹底したニーズ調査を地域住民に行った上で、様々な取り組みを始めていることである。

前述したデイサービスも、このニーズ調査の中から生まれた。「ハツキタ商店街事業・イベント一覧」によると、横軸に 1～12 月、縦軸に 7 種類のカテゴリをとり、その中には何十もの取り組みが存在する。

物販ではなくサービスの提供が今の商店街に求められていることであると見定めたからである。

ハツキタ商店街事業・イベント一覧

発寒北商店街振興組合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
子育て支援	ハツキタウィンターカーニバル											
世代間交流	ハツキタ茶屋 ぎんなん通り											
利活用促進・他店	ハツキタ mini マルシェ											
環境・エコ	アトム通貨											
まちづくり	ハツキタくらしの安心窓口											
地域交流	にこびあ											
情報発信	にこびあガイド											

● ハツキタ商店街の歩み

- 昭和 32 年 発寒商工会発足
- 昭和 46 年 発寒北商工振興会発足
- 昭和 52 年 発寒北商店街振興組合へ法人化
- 昭和 61 年 国鉄（現 JR）発寒中央駅・発寒駅開業
- 平成 6 年 発寒流雪講供用開始
- 平成 6 年 旧稲山通りがぎんなん通りと改名
- 平成 18 年 イオンモール札幌発寒店開店
(敷地面積: 59,473 m²)
- 平成 21 年 アトム通貨実行委員会札幌支部として
アトム通貨流通開始
- 平成 22 年 第三回いってみたい商店街 & お店北海道
表彰にて大賞受賞
- 平成 22 年 野幌商店街振興組合と連携協定締結
- 平成 23 年 発寒中央駅前にスーパーダイイチ開店
- 平成 24 年 地域商店街活性化法の認定を受ける
- 平成 24 年 子育て応援カフェハツキタ茶屋ぎんなん
通り開設
- 平成 24 年 ハツキタくらしの安心窓口発足
- 平成 24 年 札幌鉄工関連協同組合と連携協定締結
- 平成 25 年 コミュニティ施設にこびあ開設
- 平成 26 年 地域でがんばる商店街として北海道経済
産業局長顕彰に選定される
- 平成 27 年 創業チャレンジショップ
ハツキタ mini マルシェ開設
- 平成 28 年 中小企業庁はばたく商店街 30 選に選定
される

図：商店街の活動の種類と歴史(発寒北商店街振興組合提供資料)

(3) リスクをとったソーシャルワーク

同振興組合の取り組みは、商店街・個店利用促進と情報発信のカテゴリを除いて、子育て支援、教育支援、世代間交流、環境・エコ、安心安全なまちづくり、地域連携・地域交流など直接的には商店街の商売とは関係のないことばかりである。もはや商店街の枠を超えている。

一方で、一部補助金の利用などがありながらも、基本的には同振興組合の原資でこれらの多様な活動を行っている。つまり、自らリスクをとっている。ここに本気度が感じられるし、いくつかの成果があがっている理由ではないかと考える。

神奈川県においても商店街活性化の取り組みが長い間議論され、条例も制定されているが、当事者である商店街の人々がどうしたいか、そしてそのためにリスクをとってまでも進んでいくかという点が最も重要であると感じた。本県の商店街支援もこのような側面から再構築していくとよいという知見を得ることができた。

(文章：菅原直敏)

ハツキタの事業

ヒント 廃食油回収 200L から始まった 800L から 3000L 段ボール回収・

いいことは手伝ってくれる人がいる＝地域活動

平成 22 年北海道行ってみたい商店街の大賞

ハードからソフト ①エコ ②地域貢献 ③アトム通貨

- ① 地域の子供たちを育てる ⇒ 世代の役目
子育てとアトム通貨事業 10円＝10馬力 付加価値
子供は育てたように育つ。大人が育てる まちが育てる
幼児・小学生・中学生
- ② 住みやすいまちを継続的につくる 暮らしの安心窓口 安心・安全
行政の仕組みから民間＝商店街の仕組み（商店街の存在価値）
商店街に頼むと安心 スモールマートと地域生活者の役割
皆さんお金を払って来てくださっているのに、
帰るときには私に「ありがとうございました」と言ってくれる（商の心＝安心）
困りごとがたくさんある⇒できる 商店街の担い手＝商店街から変わるから地域の人
商店の後継者がいない。
⇒ 生活関連業者 安心・若い・近い しかし窓口がわからない
- ③ さっぽろーのコミュニティをつくる 建物そのものではなく人がつくる 地域おこし
ハツキタコミュニティ『にこびあ』（これから20年の商店街事業）
核となる＝情報の集まる
- 結果として地域に若者がやってきた ⇒ 創業の若い人の進出 20件余り

商店街⇒生活街

40年後さっぽろー住みやすいまち！ 40年は長い？短い？

地域資源・ビジョンが40年後の地域をつくる。（変わった分だけの時間）

地域資源 ⇒ 観光とブランド ロンリープラネット・Wi-Fi 環境・神子原米 200円→700円に

若い人東京1000万人の1% 10万人 地方に住みたい 生活できる産業

特産生かす地域づくり

そば	90ha	15,000円	
そば粉		72,000円	4.8倍
生そば宅配		180,000円	12倍
食事として出す		480,000円	32倍

(一橋大大学院 関教授)

40年後さっぽろで一番

住みやすいまちをつくろう

「地域コミュニティの担い手」 商店街には、何を求められているのか

	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 27 年
発寒北				発寒北商店街	土屋日出男
人口	18,446 人	18,445 人	18,234 人	17,709 人	17,693 人
高齢率	13.3%	15.0%	20.2%	24.3%	26.4%
世帯	7,539	8,019	8,501	8,656	8,731
世帯人数	2.45 人	2.30 人	2.14 人	2.05 人	2.03 人

北海道人口 550 万人 440 万人

1988 年 100 歳以上 2,300 人

2014 年 100 歳以上 61,000 人

このまあいっただらこうなる（子供は減る、人口は減る、高齢化になる。）⇒まちがなくなる

商店街（×）⇒コンビニ・大型・ディスカウント（○）

地域のコミュニティの崩壊 = 商店街の崩壊 ??? 後継者がいない=若い人

コンパクトなまち

商店街の強みと弱み買う場として

商店にとって=商店街にとって

- ① 価格競争（×） → 商品価値=付加価値（○）
- ② 品揃え競争（×） → 社会価値=安心・安全（○）
- ③ 便利・内部競争（×） → 地域の協力=地域おこし（○）

3.11 の年でも観光客が、減らなかった。平成元年平成 4 年 2 千人 6 年 3 倍 22 年 10 万人

夢の種をまくと幸せの花が開く（一人の力で 15 万人 63 歳から始め、20 年たらないといい盛がでない）

中国は、GDP 世界 2 番 豊かになった？

本当の豊かさって何！

お金がいくらあれば？

物販（物の提供） ⇒ サービスの提供

「地域のコミュニティの担い手」と商店街がなることなので地域の活性化=商店街活性化

地域に住んでいる人「ECO・清掃などいい事の活動」をしたいが活動の担い手がない

町内・NPO・PTA 学校は協力=支え合いをしてくれる

商店街に対する期待されているもの ⇒ 地域づくり=生活・コミュニティの中心

第4章 夕張市役所

1. 日時等

(1) 日時

平成28年11月10日(木) 午後3時～4時30分

(2) 場所

夕張市役所会議室(併せて市内の公共施設を訪問)

(3) 対応者

夕張市議会 厚谷司議長、議会事務局 木村卓也局長

夕張市財政課 芝木誠二課長、鈴木広志係長



写真：夕張市職員に質疑を行う風景

2. 調査概要

(1) 概要

夕張市は平成18年に深刻な財政難のあおりを受け、平成19年3月6日をもって国から財政再建団体に指定され、事実上財政破綻となった。今回の調査目的は、全国の多くの自治体が財政難を抱える中で、財政再建団体となった夕張市が10年を経過した現在「夕張市の財政再建と地域再生への取組み」を実際に現地に赴き、調査することにある。

(2) 夕張市財政悪化の要因

①炭鉱閉山後の社会基盤整備

夕張市は昭和30年代以降平成2年までの間、炭鉱の閉山が相次ぎ、人口が激減(昭和35年国調人口107,972人(ピーク)→平成17年13,001人88%減)するなど、地域経済の社会構造が大きく変化した。さらにこれを補うため、破産炭鉱会社が放置した老朽化の著しい住宅、浴場等のライフライン維持のための事業や閉山対策としての観光開発関連事業を実施した結果、公債費の負担が多額(人口一人当たりの公債費(平成17年)を類似団体と比較すると、夕張市の約17万6千円に対して類似団体は約6万1千円で約3倍)である。

②行政体制の効率化の遅れ

市職員は人口ピーク時の昭和35年には615名。炭鉱閉山後、逐次体制の効率化を図るも、人口1000人当たりの普通会計職員数は20.35人(平成17年)で類似団体の9.75人と比較すると約2倍。同様に人件費においても類似団体の約2倍となり、行政改革が遅れたと言わざるを得ない。

③観光施設の過大投資

加えてバブル経済崩壊等に伴う観光客数の大幅な減少(平成5年度のピーク時2,305千人→平成10年度1,991千人→平成18年度1,159千人)がこれに拍車をかけた。老朽化の進んだ施設も多く、競争力が低下し、それを改善するために大型の観光施設に過大投資(平成8年に「ホテルシューパロ」を20億円で取得等)。人件費の割合も高く収益性が悪化。冬のリゾート地という特性も重なり、期間収益で借入金の返済を行えない債務超過の状態が続いた。

④歳入の減少

人口の急激な減少に伴う税収入、国からの普通交付税の大幅な減少に加え、平成13年に「産炭地域振興臨時措置法」が失効し「産炭地域振興臨時交付金」が廃止され、歳入が減少(昭和59年税収のピーク2,164百万円→平成17年947百万円)(平成3年度普通交付税のピーク6,991百万円→平成17年3,111百万円)。

⑤財務処理手法の問題

財政状況がひっ迫する中で、出納整理期間を利用して、会計間で年度をまたがる貸付・償還を行うことにより、赤字を見えなくする不適正な財務処理手法を長年繰り返す、これを是正することなく、長年にわたり赤字額を拡大したことが膨大な実質赤字額を拡大させた要因となる。

(3) 夕張市財政再建計画について

①財政再建計画の概要

- ・平成19年3月6日（総務大臣同意）
- ・赤字解消額 353億円
- ・計画期間 平成18年度から平成36年度

(基本方針)

- ・巨額の赤字を解消するため、徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図ることとし、市民生活に必要な最小限の事務事業以外は、原則廃止。
- ・税率の見直しによる市税の増収を図るほか、受益者負担（使用料等）の見直しによる収入の増加を見込むとともに、税や使用料などの徴収率向上対策を講じることで歳入を確保。
- ・高齢者の暮らしや子育て・教育への配慮

②計画の重点的事項

(ア) 総人件費の大幅な削減

- ・全国の市町村の中で最も低い給与水準
- ・人口規模が同程度の市町村で最も少ない職員数

(イ) 事務事業の抜本の見直し

- ・住民生活に必要な事務事業以外は原則中止・縮小
- ・補助金支出は原則取り止め
- ・投資的事業は真に必要な事業以外行わない

(ウ) 観光事業の見直し

- ・今後、不採算の観光事業は実施しない
- ・市所有の観光関連施設は、売却または指定管理者制度により委託

(エ) 病院事業の見直し

- ・市立総合病院を有床の診療所に再編し、指定管理者制度により公設民営

(オ) 施設の統廃合

- ・公共施設は大幅に統廃合し、集会施設・体育施設は必要なものを除き休止または廃止

【市立総合病院（病床数171）を有床の診療所（19床）に再編】



③主な歳入の確保

科 目	引き上げの内容
市民税（個人・均等割）	3,000円→3,500円
市民税（個人・所得割）	6.0%→6.5%
固定資産税	1.4%→1.45%
軽自動車税	現行税率の1.5倍
入湯税	宿泊（150円）・日帰り（50円）
施設使用料	50%引き上げ
市営住宅使用料	滞納者に対する徴収強化
下水道使用料	1,470円/10m ³ →2,440円/10m ³
各種交付手数料等	各種交付等（150円～200円引き上げ） 各種検診料（100円～500円引き上げ）
ゴミ処理手数料（新設）	家庭系ゴミ（2円/ℓ）・粗大ごみ（20円/kg）

④主な歳出の削減

区分	見直しの内容
一般職給与等	<ul style="list-style-type: none"> 職員数（H18年）269名→（H22年）103名 4年間で166名の減（注） 給与 基本給平均30%及び各種手当削減 ※平均年収（640→400万円） 管理職（820→440万円）
特別職給与等	<ul style="list-style-type: none"> 給料 市長（862→259千円） 助役（699→249千円） 教育長（589→239千円） 手当 期末手当（80%以上削減） 退職手当（当分の間、未支給）
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> 報酬 議長（371→230千円） 副議長（321→200千円） 議員（301→180千円） 期末手当支給率 4.45→2.45ヶ月 定数 18→9名（平成19年一般選挙より）

その他委員報酬	各種委員会の委員報酬等を平均60%削減
物件費	事務事業の見直しによる削減ほか内部管理経費の削減
維持補修費	公共施設の廃止・統合による削減
補助費	各種団体補助及び会議負担金の廃止・縮減

(注) 平成18年に部長職と次長職はすべて退職(当時は部制)、課長職は3名を除いて退職。また一般職の退職金については、年々減少していくスキームをつくり、職員数の減に努めた。

⑤財政再建計画実施前後(平成17年～19年度)の決算額対比(単位:千円)

区分	17年度決算(a)	19年度決算(b)	備考 a→b
人件費	2,435,000	775,890	7割の削減
扶助費	1,414,943	1,361,564	
公債費	2,338,876	2,117,611	
物件費	1,081,349	619,029	4割の削減
維持補修費	522,224	332,450	4割の削減
補助費等	395,696	421,308	

※平成18年から20年度の3年間、計画通りに赤字を解消

31億円の赤字を解消し平成20年度末で残り322億円になりました。

(4)「財政再建計画」から「財政再生計画」へ

夕張ショックを受け、平成21年4月から「地方公共団体財政健全化法」が全面的に施行。これにより市の赤字の程度や借入金の返済に充てる公債費の負担割合などを示す「健全化判断比率」が国の定めた財政再生基準以上となるときは財政再生計画の策定が義務づけられることになる(平成20年度決算に基づき判断)。また公共下水道事業会計についても、経営健全化基準を下回るよう「経営健全化計画」の策定が必要となる。

健全化判断比率(平成20年度決算)

区分	夕張市の比率	財政再生基準
実質赤字比率	703.60%	20%
連結実質赤字比率	705.67%	40%(注)
実質公債費比率	42.1%	35%
将来負担比率	1164.0%	—

注:3年間の経過措置が設けられており、平成23年からは30%に変更となった

国の留意事項では

- (ア) 財政再建計画には健全化判断比率を計画的に改善するための方策及び健全かつ持続的な財政運営を確立するための基礎となるべき方策を定めます。
- (イ) 計画の実行可能性を確保する観点から慎重な検討が行われる必要があります。
- (ウ) 計画期間は必要最小限とされています。
- (エ) 計画に記載する事項は法律等で定められています。

(5) 夕張市財政再生計画の概要

計画期間は平成21年度から平成41年度までの21年間。但し、赤字を解消する実質的な計画期間は平成22年度から平成38年度までの17年間。

① 主な具体的措置（人件費関係）

ア. 職員数の見直し(人)

区分	H18	H21	H22	H27	H32	H38
一般職員	220	88	85	78	73	68
消防職員	49	40	40	40	39	36
特会職員	40	19	20	20	20	20
合計	309	147	145	138	132	124
再建計画		160	129	126	122	

イ. 一般職給与

区分	財政再建計画	財政再生計画
給料	17～29%削減（H18比で平均30%削減）	平均20%削減
期末勤勉手当	H20まで2ヶ月削減、H21以降1ヶ月削減（役職加算凍結）	年間1ヶ月削減（役職加算凍結）
時間外手当	給与総額の2.5%	給料総額の8.2%
管理職手当	課長等2.5%など	課長10%、総括主幹8%、主幹5%など
退職手当（支給月額上限）	H18の57ヶ月から削減し、H21は30ヶ月、H22以降20ヶ月	H22は33ヶ月とし、H30の57ヶ月まで年3ヶ月ずつ復元
手当の算出基礎	削減後の給料	期末勤勉は削減後の給料

② 主な具体的措置（その他歳出関係）

ア. 主な他会計等の取扱い

- ・市場事業会計：指定管理者制度による公設卸売市場の管理委託もしくは民間への譲渡を検討（H23年度から指定管理者による管理委託実施）
 - ・公共下水道事業会計：経営健全化計画に基づき、平成21年度に累積赤字約11億円を一般会計からの繰出しにより解消
 - ・土地開発公社：平成25年度までに公社が所有する土地を計画的に買い戻した後に廃止
 - ・旧第三セクター：損失補償契約に基づく債務については、平成28年度までに計画的に解消する
- イ. 住民意見を踏まえた主な再構築（復活）事業
- ・保育料の徴収基準：段階的（H22～28）に国の基準まで引き上げ予定をH21基準で据置く
 - ・子育て支援の充実：「すくすく育児教室」への予算化・「げんきルーム」事業の実施
 - ・除雪体制の確保：除雪出動基準の見直し（現行基準の15cmから、15cm～10cmに）
 - ・高齢者敬老乗車証：敬老バス料金の自己負担額の見直し（料金300円から100円に）
 - ・人工透析患者通院支援：通院バスの運行経費から患者のバス代を除いた経費を市が負担
 - ・図書検索システム整備：図書コーナー図書検索システムに必要な通信回線の整備

（6）夕張市の財政再建に向けた北海道の支援策（概要）

①計画的・安定的な財政再建の推進

再生振替特例債の市の利子負担軽減及び道貸付金の借換制度の創設、償還年限延長

② 市の行政執行体制の確保

管理職や専門職員（水道、建設、生活保護、税の徴収）等の北海道職員を派遣

③ 市民生活の安定と地域の再生

- ・医療給付事業：再生振替特例債の市の利子負担軽減及び道貸付金の借換制度の創設、償還年限の延長
- ・バス路線確保：夕張市と協議してバス事業者に対して補助金を交付
- ・市道の一部除雪：旧道の道3路線（約9Km）を道が除雪を実施など
- ・道営住宅の建設：北海道住生活基本計画等に基づき公営住宅再編整備等支援
- ・地域の再生・活性化等：地域づくり総合交付金により市営住宅再編事業などの取組みを支援。発電所所在市町村等振興事業補助金により地域振興事業を支援。産炭地域固有の資源を生かした地域づくりに向けた取組みを地域の関係者と連

携・協議して推進。

(7) 地域再生に向けた取組み

- ・市民の住民自治活動と行政との協働
- ・市民による各種施設の運営
- ・地域の再生に向けたNPO等によるまちづくり
- ・企業と行政の協働
- ・産業振興等の活性化
- ・民間支援（寄付）の活用
- ・財産収入の確保に向けた積極的な動き

(8) 夕張市視察を終えた考察

財政再建団体の指定から10年経ち、当初の縮減策から積極策に移るまでのプロセスを直接伺い、改めて行政改革の第一歩は役所が身を切る改革を行うことであり、こうした取り組みが多く住民に納得されて初めて、行政サービスへの縮減策への理解に繋がるものであるとの意を強くした。

また、縮減策だけでは地域再生を図ることはできない。市長はもちろん、職員、議員、そして市民に至るまで危機感を共有することが地域再生に繋がる。夕張市は現在、行政職員を求めている。政府や北海道も支援をしているところであるが、私どもの会派からは本県から夕張市に職員派遣を行うべきとの提案をすぐに行った。夕張は将来の日本の縮図とも言われている。県には提案を真摯に理解していただき、実行することを求めている。

(文責・赤野たかし)

第5章 札幌市立資生館小学校

1. 日時等

(1) 日時

平成28年11月11日（金）午前9時

(2) 場所

札幌市立資生館小学校 視聴覚室及び施設内

2. 調査概要

札幌市立資生館小学校は、周囲の小学校の著しい児童数の減少に伴う小規模化が進んだことも背景に、都心部の4つの小学校（市立創成小学校、市立大通小学校、市立豊水小学校、市立曙小学校）が統合され、平成16年4月、適正規模化された市立資生館小学校が開校された。

市立創成小学校内施設には、これまで例を見ない4つの複合施設が配置され、教育施設である小学校、ミニ児童会館、保育園、子育て支援総合センターが設置されている。

同小学校に於いて、併設されている各複合施設を視察させていただき、小学校と子育て総合支援センター、保育園との連携した取組みについて、実際に施設内を案内頂き、話を伺った。

(1) 複合施設別の特徴

・札幌市立資生館小学校

札幌市教育委員会が管理運営主体となり、児童数568名、学級数22（うち特別支援6）教員数（道費負担職員）35人、教室と廊下を仕切る壁はなく、スライディングヴォールによる学習活動の多様化が特徴。また、4つの小学校を統合したこともあり、スクールバス5台を有し、利用は約50%。

・ミニ児童会館

文部科学省と厚生労働省の放課後子どもプランの連携事業として、放課後、子どもたちが安全で健やかに過ごせる場の確保の一貫として併設。所管局は、札幌市こども未来局で、現在、運営は財団法人札幌市青少年女性活動協会。児童の利用は、1学年から3学年までの留守家庭児童で、1日の利用約110名、登録制で利用料金は無料としている。

・保育園

所管局は、札幌市こども未来局、現在運営は、社会福祉法人救世軍社会事業団とし、公設民営施設。0歳児か



ら5歳児までの計120名定員で、乳幼児併設、延長保育、一時保育、夜間保育、障がい児保育と幅広い保育実施が特徴。都市型の保育施設とあって、昼型保育（7時～18時）と夜型保育（10時～22時）があり、多様な保育ニーズに対応している。

- ・子育て支援総合センター

専業主婦家庭の父親や共働き家庭など、事業参加が難しい市民ニーズや地域を超えた広い範囲の仲間づくりを求める市民に対応している。家庭における児童力向上の観点から、家庭教育を含めた子育て支援を進める設置された。誰もが安心して子どもを育てることの出来る社会として、札幌市が「子育て支援都市サッポロ」の実現をめざしている。

（2）施設の特徴

札幌市立資生館小学校内の施設は、昇降口エントランスが吹き抜け構造で開放的な空間を演出している。同小学校は、ミニ児童館や保育園、子育て支援センターが併設されている複合施設だけに、警備員を常設するなどエントランスのセキュリティーも万全の体制が整っている。

3500㎡を有する校庭は、開校当時では類を見ない全面天然芝生化を導入し、自然緑化とヒートアイランド現象の緩和及び地域住民への環境配慮がなされ、屋上には太陽光発電システムを導入し、環境教育に力を入れる。また、トイレの快適化では、人感センサーや自動洗浄システムを導入するなど、先進的な教育環境が特徴となっている施設と考えられる。



（文責：飯田満）